

令和3年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和3年第3回東彼杵町議会定例会は、令和3年9月16日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	松下 陽子 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	ま ち づ くり 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	楠本 信宏 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 38 号	東彼杵町学校給食費徴収条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	議案第 40 号	財産の譲与について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3	議案第 45 号	令和3年度東彼杵町一般会計補正予算(第6号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4	議案第 48 号	令和3年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	議案第 49 号	令和2年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 6	議案第 50 号	令和2年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件(委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 7	議案第 51 号	令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の

- 件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 8 議案第 52 号 令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 9 議案第 53 号 令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 10 議案第 54 号 令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第 55 号 令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第 56 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 議案第 57 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 14 陳情第 3 号 山田川河川改良工事についての陳情書
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 15 議案第 60 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 16 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

6 閉 会

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（吉永秀俊君）

それでは皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは議事に入りますが、その前に税財政課長の方から、9 月 10 日に開かれました決算審査特別委員会についての保留分がありましたので、その説明をお願いします。税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

先日の決算審査で回答を保留しているものがございました。まず、吉永議員の質問についてですけど、決算書の 249 ページをお願いいたします。

財産に関する調書の保有財産の分の表でございます。表の中段ぐらいにあります、その他の施設の行の左から 2 番目の数字になります。千綿農学園の譲与によって増となっておりますけれども、譲与の面積からすると少ないのではないかというご指摘を受けておりました。こちらの財産に関する調書自体には、法定内法定外を含め、道路部分については計上を要しないこととなっております。実際に、農学園に関しては主要な施策の成果に載せております面積で譲与を受けて登記をしておりますけれども、こちらには譲与を受けた面積から公衆用道路を除いた面積を計上しております。ご指摘のとおり、実際の譲与面積より 6,600 ㎡ほど少なく計上しておりますが、調書の数字自体はこのとおりをお願いいたします。

そして、千綿農学園に通っている道路ですけど、町道農学園線でございます。町道ではあったんですけど、今まで土地の名義は県の所有ということになっておりました。今回、この部分も併せて譲与を受けております。主要な施策の成果にあります農学園の譲与面積につきましては、このような箇所を含め道路面積も合わせたところですので、調書と合わない部分もありますがよろしくをお願いいたします。

続きまして、森議員からの指摘事項でございます。主要な施策の成果の 8 ページでございます。こちらの中段の貸付金額について、内訳の提供を言われておりましたので、リストを作成して事前に配布しております。契約内容については個人情報に関係もありますので、すみませんけれども相手方は伏せさせていただいています、ご了承ください。回答については以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから議事に入ります。

- 日程第 1 議案第 38 号 東彼杵町学校給食費徴収条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 40 号 財産の譲与について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 45 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、議案第 38 号東彼杵町学校給食費徴収条例の制定について、日程第 2、議案第 40 号財産の譲与について、日程第 3、議案第 45 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）、以上 3 議案を一括議題とします。

本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により次のとおり報告します。

記

1 付託された事件

議案第 38 号 東彼杵町学校給食費徴収条例の制定について

2 審査年月日

令和 3 年 9 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 9 日教育次長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の条例制定は、町立学校に提供している学校給食の安定的な運用と保護者の給食費徴収に係る負担軽減を図るために、私会計で経理している給食費会計について、令和 4 年 4 月 1 日から町の一般会計で処理する公会計に移行することによるものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、規則を定めるとき、滞納があった場合の対応や不登校の場合の処置の方法等、保護者との齟齬がないよう詳細を網羅してほしいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 40 号 財産の譲与について

2 審査年月日

令和 3 年 9 月 9 日

3 審査の結果並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長及びまちづくり課長の出席を求め委員会を開催しました。

譲与する財産は、炭窯 1 基、炭小屋 1 棟で、譲与の相手方は東彼杵町遠目自治会である。

上記財産の利活用については、施設の有効活用と遠目木炭の生産振興並びに遠目地区の活性化に役立ててもらふことを目的として、遠目自治会へ譲与するものである。

慎重に審査した結果、適正な財産譲与と認め、全委員一致原案のとおり可決するものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 45 号 令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

2 審査年月日

令和 3 年 9 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 9 日各課長及び財政係長、教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1559 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 58 億 9768 万 9000 円とするものである。

歳出については、民生費に障害児給付費や前年度国県負担金等精算返還金など 3638 万 9000 円、土木費に JR 跨線橋防草対策業務委託料や町道改良工事など 3490 万 7000 円、教育費に千綿小学校受変電設備改修工事など 2206 万 6000 円が計上されている。

歳入については、特定財源として、国庫支出金 754 万 5000 円、県支出金 357 万 7000 円、基金繰入金 2021 万 8000 円、町債 380 万円など計上され、一般財源として地方交付税 17 万 6000 円、繰越金 7607 万 7000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、コロナ対策として、盤石な体制をとり、内部連絡を密にして 1 日も早く終息に向かうような努力を徹底して進めていただきたい。また、保健所と各自治体（県央地区 2 市 3 町）との情報共有が箕臼であるので、できれば公共的施設等で発生した時は情報提供してほしいとの意見がありました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

○議長（吉永秀俊君）

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

次に、これから議案第 38 号、議案第 40 号、議案第 45 号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 38 号、議案第 40 号、議案第 45 号の討論を終わります。

これから、議案第 38 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号東彼杵町学校給食費徴収条例の制定については

委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号財産の譲与については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 48 号 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） （委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 4、議案第 48 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 48 号 令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

令和 3 年 9 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 9 日水道課長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、資本的収入 2 億 6006 万 6000 円に負担金 139 万 5000 円、資本的支出 3 億 5456 万 6000 円に建設改良費 139 万 5000 円が追加計上され、資本的収入の合計が 2 億 6146 万 1000 円、資本的支出の合計が 3 億 5596 万 1000 円となっている。事業内容としては、千綿宿地区管渠整備に伴い、民家 2 件、工場 1 件の管路ルートを変更するもので、民地を分筆購入して

布設するものである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、今回の管路ルート変更は、民地を約 60m 買収することにより管路が当初の計画よりも町道で約 90m、里道で約 100m 短くなり約 700 万円の工事費削減に繋がったとのことで、今後の布設計画に当たっては、費用対効果を考慮した綿密な計画を検討されたいとのことや、工事施工に当たっては周辺住民の皆さんと良く協議した上で着手し、安全管理に努めてほしいとの意見がありました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号令和 3 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5	議案第 49 号	令和 2 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 6	議案第 50 号	令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 7	議案第 51 号	令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 8	議案第 52 号	令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 9	議案第 53 号	令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 10	議案第 54 号	令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 11	議案第 55 号	令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 12 議案第 56 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 13 議案第 57 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 5、議案第 49 号令和 2 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 6、議案第 50 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第 51 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第 52 号令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 53 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 54 号令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 55 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 56 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、日程第 13、議案第 57 号令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。
口木決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 49 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 3 年 9 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 10 日各課長、教育次長及び財政係長に出席を求め委員会を開催しました。

令和 2 年度の一般会計決算収支額は、歳入総額 65 億 6809 万 4000 円（対前年度比 32.6%増）、歳出総額は 61 億 6248 万 6000 円（対前年度比 29.0%増）と共に増加している。

形式収支は 4 億 560 万 8000 円となっているが、翌年度への繰越財源 2 億 6170 万 6000 円を控除した実質収支は 1 億 4390 万 2000 円（実質収支比率 4.7%）となり、前年度より 6.9%の増となっている。

単年度収支は 923 万 4000 円の黒字となり、基金の積み立て（120 万 7000 円）と合わせ実質単年度収支も 1044 万 1000 円の黒字であった。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、道の駅に設置してある自動販売機、今後設置が予定される情報発信セ

ンターの自動販売機についても町の利益となるような管理体制作りを検討してもらいたい。
また、東彼商工会の本町の負担金の割合を3町で十分協議してもらいたい。

更に、歴史民俗資料館を入館無料とし、町内外からの集客を増やす対策を講じることや、スクールバスや町営バスの空席利用として、交通弱者に配慮した運行体制を検討してもらいたい。また、町営バスの有料運行については、無料化の検討を進めて頂きたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第50号 令和2年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和3年9月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月10日総務課長、税財政課長、健康ほけん課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和2年度決算の収支は、歳入総額11億6374万8000円（対前年度比6.1%減）、歳出総額11億2791万1000円（対前年度比7.1%減）となり前年度より、歳入、歳出ともに減少している。

実質収支は3583万7000円であるが、前年度実質収支2494万6000円が含まれているため単年度収支は1089万1000円の黒字となっている。

なお、令和2年度は財政調整基金への積み立ては利子加蓄4万8000円のみとなり、実質単年度収支は1093万9000円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第51号 令和2年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和3年9月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月10日総務課長、税財政課長、健康ほけん課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和2年度は予算現額8億4189万7000円に対し、歳入総額8億4547万9000円（対前年度比3.8%増）、歳出総額8億3685万9000円（対前年度比3.4%増）となり実質収支は862万円で、前年度実質収支が429万6000円、積立金2059万6000円となり、実質単年度収支は2492万円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第52号 令和2年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和3年9月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月10日総務課長、税財政課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和2年度は、歳入総額34万6000円、歳出総額3万7000円となっている。実質収支は30万9000円となり、前年度実質収支は30万8000円であることから、単年度収支は1千円となるが、積立金3万8000円があり、実質単年度収支は3万9000円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第53号 令和2年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和3年9月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月10日総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和2年度は、歳入総額5072万8000円（対前年度比18.1%増）歳出総額5072万8000円（対前年度比18.1%増）となっている。実質収支は0円で、実質単年度収支は6000円の赤字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第54号 令和2年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和3年9月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月10日総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和2年度は、歳入総額1298万8000円（対前年度比2.7%減）に対し、歳出総額は1298万8000円（対前年度比2.7%減）となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第55号 令和2年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和3年9月10日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9月10日総務課長、税財政課長、健康ほけん課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和2年度は、歳入総額1億1468万1000円、歳出総額1億1314万9000円となっている。実質収支は153万2000円となり、実質単年度収支は8000円の赤字となっている。被保険者1人当りに換算した年間給付額は96万8000円、国民健康保険の1人当たり年間負担額32万6000

円と比較すると格段に高くなっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 56 号 令和 2 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件

2 審査年月日

令和 3 年 9 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 10 日総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和 2 年度の収益的収入は、予算額 2 億 6164 万 5000 円に対し、決算額 2 億 6058 万 84 円で 106 万 4916 円の減となり、支出が予算額 2 億 3949 万 8000 円に対し、決算額 2 億 3519 万 1758 円で不用額 430 万 6242 円となっている。

資本的収入は、予算額 1 億 4657 万 1000 円に対し、決算額 1 億 4335 万 3669 円で 321 万 7331 円減となっている。資本的支出が予算額 1 億 5950 万 9000 円に対し、決算額 1 億 3030 万 8778 円となり、翌年度繰越額 2400 万円で不用額 520 万 222 円となっている。

事業収益は合計 2 億 4963 万 5233 円となり、事業費用は合計 2 億 2437 万 8572 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 57 号 令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件

2 審査年月日

令和 3 年 9 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、9 月 10 日総務課長、税財政課長、水道課長及び会計課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和 2 年度の収益的収入は予算額 3 億 394 万 2000 円に対し、決算額 2 億 9181 万 5215 円となり 1212 万 6785 円の減となり、収益的支出は予算額 2 億 7312 万 7000 円に対し、決算額 2 億 6710 万 9551 円となり不用額 601 万 7449 円となっている。

資本的収入は予算額 2 億 6307 万 1000 円に対し、決算額 2 億 4249 万 8500 円となり 2057 万 2000 円減となっている。資本的支出が予算額 3 億 5051 万円に対し、決算額 3 億 2390 万 1220 円、翌年度繰越額 2330 万円で不用額 330 万 8780 円となっている。

事業収益は合計 2 億 8369 万 2604 円となり、事業費用は合計 2 億 6110 万 4434 円となっている。経常利益は 2258 万 8170 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 49 号について質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認め、議案第 49 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 50 号から議案第 57 号まで、8 議案を一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑なしと認め、議案第 50 号から議案第 57 号についての質疑を終わります。

これから、議案第 49 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号から議案第 57 号について、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで議案第 50 号から議案第 57 号の討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 49 号令和 2 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 49 号令和 2 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 50 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第 50 号令和 2 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 51 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 51 号令和 2 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 52 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 52 号令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 52 号令和 2 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 53 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 53 号令和 2 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 54 号令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 54 号令和 2 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 55 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 55 号令和 2 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 56 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 56 号令和 2 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 57 号令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長 (吉永秀俊君)

起立多数です。

したがって、議案第 57 号令和 2 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 14 陳情第 3 号 山田川河川改良工事についての陳情書
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長 (吉永秀俊君)

次に、日程第 14、陳情第 3 号山田川河川改良工事についての陳情書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、浪瀬真吾君。

○産業建設文教常任委員長 (浪瀬真吾君)

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

陳情第 3 号 山田川河川改良工事についての陳情書

2 審査年月日

令和 3 年 9 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、陳情者の山田地区長森美津喜氏ほか 5 名の地域住民及び建設課長・建設係長立会いの下、現地調査を行いました。その後、上三根構造改善センターで地元の要望等を伺い、役場庁舎で委員会を開催しました。

今回の陳情は、8 月 13 日から 14 日の集中豪雨で山田川河川の護岸・道路崩壊が数箇所以上見受けられ被害を受けており、河川の幅員や水深等を含めた改良により、地域住民の危険防止・安全確保のため、早急に抜本的な改良工事を求める陳情である。現地調査では、道路の崩壊や 10 数箇所以上の護岸の崩壊が見られ、一部は民家の敷地まで被害が及んでいたが、素早い対応で道路の仮設や民家宅地下の復旧措置が施されていた。しかしながら、未確認の箇所も見受けられた。

意見聴取の中で地域の要望としては、次のようなことが述べられました。

①中流付近においては、土砂が溜まり易い場所でも以前も浚渫をしていただいたが、同じ様に堆積しており、現在、取水されていない頭首工の高さを下げることにより、改善をしてほしい。

②河川の急な曲がり改善し、スムーズに流れるようにしてほしい。

③町道の幅員も狭いので、町道拡幅・河川拡幅・水深を含めた抜本的な護岸の復旧・改良工事をしてほしい。

④河川の数箇所と国道下付近の浚渫をしてほしい。

慎重に審査した結果、陳情者の願意を認め、全委員一致採択すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

この報告書ですけれど、今日初めて読ませていただきましたけれど良くできていると思います。

この経過並びにその結果についてでございますけれど、全くこれに書いてあるとおりでございまして、今年、私も自分なりに感じたんですけれど、非常に、大災害というまでも至らなくても軽微な災害、かなりの多くのことが地区であってございました。今回は、担当課の努力かどうか知りませんが、対応が非常に速かったというふうに私は受け止めております。書いてあるとおりで、この当該箇所につきましても何らかの対応はされたと思うんですよ。その後の陳情書なんですか、これは。そういうことなんですか、陳情書は。

○議長（吉永秀俊君）

浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

この陳情は、陳情の日付けを見てもらってわかると思いますが、26日に議長に対して陳情が出て来ていた。陳情をされる前は、まだ、私も私用で山田地区にちょっと行きましたけれど、護岸は、15日辺りは護岸もまだ崩壊したままだった。その後行って見た時には、護岸は、バックでして鉄板も敷いてあったし、宅地の所も、私が見た時には宅地の下がほげていて、これは危ないなと思って見ていたところ、後だって役場の職員の方に聞いたら、コンクリートで流れないように処置をしたということで聞いておりますので、この陳情書を出される時は、道路の分はしてあったと思いますが、宅地の部分はまだしてなかったとっております。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

そういうことなんだろうと思うんですね。ですから、この願意というのは、もう少し抜本的に護岸だけでなく道の拡幅も含めてしてくれということに理解して良いですね。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑はないですか。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

これは、委員長の報告書の①から④まで地域の要望は出されております。①から④までの全ての要望を予算化をして、直す必要があるという委員会の報告書と受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

まず、この意見交換、事情聴取の中で、私が地域の方に述べましたのは、委員会としてそういったことを、働きかけをするという答弁にとどめておりますので、私たちは執行権がありませんのでということは皆さんにはお伝えをしております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号山田川河川改良工事についての陳情書は、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第15 議案第60号 令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第15、議案第60号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第60号令和3年度東彼杵町一般会計補正予算（第7号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ4957万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億4726万2000円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、災害査定測量設計業務委託料など3037万3000円。歳入の主なものは、町債2520万円などでございますが、今回は、最終議会に誠に申し訳なく思っておりますが、8月豪雨への対応ということで、町農林業振興事業補助事業の対象とならない小規模の農地災害に対する補助金、それと県営自然災害防止事業負担金が2300万円、県の方で事業をしていただきますので、町が負担するのが20%、460万円。公共土木災害査定測量設計業務委託料が2970万円上げております。最終議会となりましたのは、災害査定の日程がほぼ決まりつつありますので、どうしても時間がなく、こういう予算をお願いしたわけでございます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

議案第60号についてご説明いたします。補正7号では、先ほど町長が申しましたとおり、8月豪雨による災害工事に関係する追加費用を計上させていただいております。

それでは、9ページをお開きください。3番歳出になります。6款1項4目土地改良事業費18節負担金補助及び交付金の町農林業振興事業補助金では、農地等の災害復旧に対する補助費用730万円を追加しています。また、県営自然災害防止事業負担金は、菅無田地区で発生しました地すべり箇所への復旧工事を県が実施することとなり、町の負担分460万円を追加しております。

10ページをお願いします。8款2項2目道路橋梁維持・新設改良費の14節工事請負費は、道路の土砂撤去など復旧費用が不足することから400万円を追加いたしました。

また、次ページでも同様の理由で河川に係る工事費用を追加しております。

13ページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧費の12節委託料は、山田川ほか6か所の災害査定に係る測量設計費用を計上しております。その他、人件費、事務費も計上し、目全体では3004万6000円追加いたしました。

戻りまして6ページをお願いします。2番歳入になります。12款1項1目地方交付税は、今回の

補正の財源として交付税から 1707 万 3000 円追加しております。

7 ページ、20 款 1 項 3 目ふるさと創生事業基金繰入金は、道路河川の応急工事費用の財源として 730 万円の基金繰り入れを行いました。

8 ページをお願いいたします。23 款 1 項 1 目農林水産業債では、県営自然災害防止事業負担金について、緊急自然災害防止対策債から 460 万円起債することとしております。

また、その下 4 目災害復旧債では、災害査定の測量設計費用について災害復旧事業債から 2060 万円起債収入として計上いたしました。

戻りまして、3 ページをお願いいたします。第 2 表、地方債補正になります。こちらに載せております 2 事業の起債について限度額など補正を行ったものになります。

戻りまして 1、2 ページの第 1 表、それから 4 ページ、5 ページの事項別明細書、14 ページ以降の給与費明細書は、ただいま説明しました金額の積み上げですので説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから、質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町長から、豪雨があって時間的余裕がなくて、本日の上程になってしまった。したがって、議会としては、本来ならば委員会に付託をして審議をすべきところ。これができないのでいくつか質問させてください。

まず最初に、歳出の 13 ページ、11 款 2 項 1 目 12 節委託料、これが 2970 万円。多い方は 3000 万円計上されている。山田川の 6 か所の測量設計すべきということなんですけれども、今回の補正予算は全部で約 5000 万円、おおよそ、歳出が。そのうちの約 3000 万円が設計委託料となっているわけですね。私から見ればですよ、私ど素人だから、当然かもしれませんけれど。ちょっと効率が悪いなど。真水の、直す方に約 5000 万円のうち約 2000 万円が投入されている。設計委託料に 3000 万円。60%が設計委託料なんです。この辺のところはどうなのかなということ。

3 回しかできませんから、ちょっと書いておいてください。今、この効率の悪い予算がどうなのかなということが第 1 点。

第 2 点、職員の方が建設課だと思うんですけど、建設課のスタッフの数、そういった専門的知識がある人、こういうことがないとこの設計業務委託が、設計業務ができない。これは、過去もこういうふうにして外注していたのかどうか。今回、山田川の 6 か所というなかなかやっかいな設計業務だと思われそうですが、その辺ができないのか。今の職員ですよ、職員の能力で。職員の能力でできなかったとした場合、将来的に職員でできる能力、スタッフの数、建設課の職員の数。あるいは能力のある職員を採用する。こういう観点でできないのか。このところ、今、一応 3 つ質問しました。ここを町長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

1 点目の委託でございますが、どうしても時間的制約がございまして、職員が行って現場で測量

としたとすると、相当数の日数を要します。そして、設計もしなければいけない。これは、どこの町、市役所もそういう業務の委託をしているような方向でございまして、今、他所の市も災害が起きた時は委託もできないような状況になったものですから。とにかく早く、こういう委託業者にお願いをするということで時間がございませぬのでこういう形を取りました。

2 点目でございますが、過去は確かに職員が、例えば畦畔が落ちたとか河川の頭首工など、私も昭和 51 年と 57 年に、災害に対応しました。耕地係とか建設課におりましたものですから。だから、そういう形で、全職員でできたような仕事もありました、確かに。しかし、大きな河川の状況とかそういうのは委託をしないと時間が掛かる。これはなぜかという、仕事量が、今パソコンが入ったからスムーズにいつているんじゃないかと思うんですが、それにまして仕事が増えた。職員もなかなかそこに、ずっと専門的に、県みたいにいるわけじゃなくて、やはり時々は異動もしなければいけなかったものですから、専門的な知識が少ないということもございませぬ。地方の、うちの役場みたいなのはですね。大きな市役所は専門職で、採用の時から土木、機械、建築とかですね。川棚町役場は建築士もいらっしゃいます、一級建築士です。これは大学をでて民間に行かれた方を採用された。そういう形で、うちは建築士もいませんから、そういうことで素人の集団でございまして、確かに昔は測量に出ていました。それだけ余裕があったのかなと思うんですが、今はこういう災害は集中して一気に発生しますので、そういうことが今できていませぬ。それはなぜかと言いますと、職員が、昔の農民研修センターで昼間は測量に行つて、勤務時間を通常のしている方は、今度は図面を引くことにみんな協力して、男性ですけれどですね。これは本当に 1 年中残業、本当に今から言えば 100 時間以上、月に。そういう形で職員も投入をしましたが、今の状況としてはそういうことでございませぬ。

職員の採用をしたらどうかということでございませぬが、今、募集をかけても、民間にもそういう技術者の方がなかなかいないと。と言うのは、昔から、どうしても休みが無いとか、町内の建設業界もなかなか職員を集める方もいらっしゃらないような状況でございませぬ。非常に厳しい状況です。

もう一つ付け加えて申し上げさせていただきたいのは、今後、そういうデジタル化をすれば、今は職員を増やさなければいけません、そういうことで。しかし、10 年、15 年したら、やはり今の人口減、税収も減るとなってくれば職員の数も当然カットをしなければいけない。私は、将来、そう見ております。デジタル化して、印鑑も廃止して、スマートフォンとかパソコンで全部済んでしまふ。窓口の職員も要らなくなるような感じになれば、将来的な考えではです。だから、今は体制を整えさせていただきたいんですが、その後はそういう形になるものですから。一度職員を採用したら、ずっとですね。そういうデジタル化をしても職員を残さなくてはいけないとなりますから、私の考えとしては、民間でできるところは民間でお願いをしていきたい。そういう考えでございませぬ以上でございませぬ。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今の 3 点についてはわかりました。

もう 1 点お伺いさせていただきます。今度は歳入の方。歳入の方で、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の中で、町債を 2520 万円、これは起債と言いますか、しておりますよね。関連で、町長

は、東彼杵中学校の新築あるいは大規模改修。補助金と起債で、それほど変わらないという、町の負担がとっておられました。これも起債ですから 2520 万円。この辺のところを、私は、上げたら、将来交付税として戻ってくるのではないのかなと思っているのですけれど、戻ってくるとしたらどのくらい戻ってくるのか。全額戻ってくるのか、一部戻ってくるのか。事業によって違ってくるのでしょうか、今回のこの起債 2520 万円だったら、概略で良いです、どのくらい戻ってくるのか、戻ってこないのか、その辺がわかれば教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

詳細なことは税財政課長に説明させますが、この町債というのは、福祉施設の建設や道路、水路とか河川をする時に国とか銀行からお金を借りることですね。これは起債ですから長期に分けて時間を延ばします。今の方の負担も当然ですが、この債務というのは今度後ろに下がって、子どもさん、孫さん、ひ孫さん、そこまで、30 年も組めば費用を分担してもらうための世代間の公平感というか。どうせ、道路などは将来ここに残る人も利用しますから。そういう形で、今、うちにお金が無いもんですから、町債ということで災害もそうですけれど、いつもそういう形で取らせていただいております。交付税の裏口等については税財政課長に説明をさせます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

まず 8 ページの一番上の行ですね、県営自然災害防止事業負担金は、緊急自然災害防止対策事業債ということになりますけれど、こちらについては、工事費用の 100%起債を認められておまして、交付税率は返す段階で、交付税の措置として 70%ということ認識をしております。

それから、次の災害復旧事業債は、2060 万円です。こちらは設計に係る費用なので全額というわけではございません。基準額があって、何%ということは申し上げられないんですけど、大体、事業費の方から換算すると 2060 万円だろうということで計算をしております。交付税率なんですけれど、実は工事の代償とか補助率、国の補助が付くとかそういった内容で変わってきてまして、はっきりとした数字は申し上げられないんですけど、最大で 90%、少なくとも 50%、その程度で、その間で動くような感じになると思います。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

9 ページですが、菅無田の地すべり地帯でございますので、予算が通りますと、大体、県は 2 月頃と工事の話があったんですが、町としての予測は何月頃に、もし予算が通った場合、工事が入るのは何月頃とお思いでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません、県は確かに来年から入るということでお聞きはしているんですが、まだ、的確に町

に来ていませんけれど、早急に対応をしていただくという感じで連絡を受けております。よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 60 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 60 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 60 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 60 号令和 3 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 16、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和 3 年第 3 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前 10 時 38 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富男